

熊本県公報

第 1 1 6 4 6 号
平成 20 年 1 月 21 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更.....(道路保全課) 1
- 登録貸金業者の行政処分(登録の取消し).....(経営金融課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更.....(障害者支援総室) 2
- 臨時種畜検査の実施.....(畜産課) 2
- 救急医療機関に関する認定.....(医療政策総室) 3
- 保安林の指定施業要件の変更.....(森林保全課) 3
- " ".....(") 3
- " ".....(") 3
- 公有水面埋立免許.....(漁港漁場整備課) 4

公 告

- 平成 20 年度天草空港気象観測業務に係る一般競争入札.....(港湾課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(商工政策課) 7
- 県有財産の売却.....(管財課) 8
- 熊本県ホームページへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等.....(広報課) 8
- 平成 20 年度熊本県文書送達業務に係る一般競争入札.....(私学文書課) 11
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係
る当該通知の掲示.....(森林保全課) 13
- " ".....(") 13
- " ".....(") 13
- 球磨川地域森林計画の樹立.....(森林整備課) 14
- 平成 19 年度白川・菊池川地域森林計画の変更.....(") 14
- 平成 19 年度緑川地域森林計画の変更.....(") 14
- 平成 19 年度天草地域森林計画の変更.....(") 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの
意見.....(商工政策課) 14
- " ".....(") 15
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(") 15

登 載 依 頼

- 平成 19 年度熊本県献血推進協議会の開催について.....(薬務衛生課) 15

告 示

熊本県告示第 45 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 1 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	上益城郡益城町大字杉堂字芭蕉 1523 番 1 地先から 同町大字杉堂字南小坂	前	14.5	90.0	災害防除 工事
			後	21.7		
			前	16.1	90.0	

		1529 番地先まで		70.0			
一般 県道	三本松甲 佐線	下益城郡美里町畝野	前	18.0	6.7	区域除外	
		630 番 4 地先から		31.1			
		同所	後	17.1	6.7		
		629 番 1 地先まで		18.0			
		下益城郡美里町畝野	前	4.2	22.0		区域編入
		483 番 2 地先から		9.5			
同所	後	4.3	22.0				
482 番地先まで		13.4					

2 区域を変更する期日 平成 20 年 1 月 21 日

熊本県告示第 46 号

貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 24 条の 6 の 6 第 1 項の規定による行政処分について、同法第 24 条の 6 の 8 の規定により、次のとおり告示する。
平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 被処分者
屋号 ライブ
氏名 深田 博昭
登録番号 熊本県知事（1）第 02364 号
登録年月日 平成 17 年 11 月 9 日
主たる営業所等の所在地 人吉市東間上町 2842-5
- 行政処分の年月日
平成 20 年 1 月 10 日
- 行政処分の内容
貸金業登録の取消し
- 適用条文
貸金業法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号

熊本県告示第 47 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。
平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
特定非営利活動法人自立生活センターヒューマンネット ワーク熊本 ケアサポートびあ 居宅介護	事業所の所在地	熊本市大江五丁目 5-29 片岡ビル 1F	熊本市白山二丁目 1-17 梅香園ビル 1F	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 48 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。
平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 20 年 2 月 12 日 (火)	午後 1 時 30 分から	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター (阿蘇郡西原村)
	午後 3 時から	江藤牧場 (阿蘇市一の宮町)

熊本県告示第 49 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同省令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
荒尾市民病院	荒尾市荒尾 2600 番地	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
公立玉名中央病院	玉名市中 1950 番地	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
国民健康保険 和水町立病院	玉名郡和水町江田 4040	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで

熊本県告示第 50 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 51 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
阿蘇市 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿蘇市 (次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 52 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定

施業要件を変更する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 53 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許年月日
平成 20 年 1 月 9 日
- 2 出願者の住所及び氏名
熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015 海浦漁港管理者 芦北町
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - 1 工区
葦北郡芦北町大字海浦字泊 50 の 3 地先並びに 50 の 3、50 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する無番地（堤）地先公有水面
 - 2 工区
葦北郡芦北町大字海浦字泊 50 の 3、50 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する無番地（堤）地先並びに 50 の 4 地先並びに字村下 250 の 2 に隣接する道路に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - (2) 区域
 - 1 工区
次の 1 の地点から 13 の地点までを順次直線で結んだ線、13 の地点と 1 の地点とを結ぶ平成 18 年秋分の日満潮位（D.L. + 3.66 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点	基準点	野添四等三角点（北緯 32 度 20 分 21 秒、東経 130 度 29 分 11 秒）	
	から	212 度 59 分 46 秒	703.587 メートルの地点
2 の地点	1 の地点から	144 度 54 分 27 秒	25.305 メートルの地点
3 の地点	2 の地点から	54 度 53 分 34 秒	0.861 メートルの地点
4 の地点	3 の地点から	144 度 54 分 28 秒	32.224 メートルの地点
5 の地点	4 の地点から	57 度 29 分 55 秒	19.578 メートルの地点
6 の地点	5 の地点から	327 度 18 分 46 秒	0.140 メートルの地点
7 の地点	6 の地点から	57 度 29 分 37 秒	4.201 メートルの地点
8 の地点	7 の地点から	147 度 48 分 43 秒	0.140 メートルの地点
9 の地点	8 の地点から	57 度 29 分 47 秒	40.801 メートルの地点
10 の地点	9 の地点から	327 度 10 分 04 秒	0.139 メートルの地点
11 の地点	10 の地点から	57 度 29 分 28 秒	4.200 メートルの地点
12 の地点	11 の地点から	147 度 20 分 41 秒	0.140 メートルの地点
13 の地点	12 の地点から	57 度 29 分 44 秒	26.501 メートルの地点
 - 2 工区
次の 14 の地点から 26 の地点までを順次直線で結んだ線、26 の地点から 14 の地点とを結ぶ平成 18 年秋分の日満潮位（D.L. + 3.66 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

14 の地点	基準点	野添四等三角点（北緯 32 度 20 分 21 秒、東経 130 度 29 分 11 秒）	
	から	204 度 35 分 11 秒	642.725 メートルの地点
15 の地点	14 の地点から	57 度 29 分 53 秒	11.290 メートルの地点
16 の地点	15 の地点から	328 度 30 分 23 秒	11.304 メートルの地点
17 の地点	16 の地点から	58 度 32 分 55 秒	1.469 メートルの地点
18 の地点	17 の地点から	61 度 35 分 32 秒	5.060 メートルの地点
19 の地点	18 の地点から	67 度 49 分 01 秒	5.059 メートルの地点
20 の地点	19 の地点から	74 度 01 分 23 秒	5.059 メートルの地点
21 の地点	20 の地点から	80 度 13 分 44 秒	5.059 メートルの地点
22 の地点	21 の地点から	86 度 26 分 06 秒	5.059 メートルの地点
23 の地点	22 の地点から	92 度 38 分 28 秒	5.059 メートルの地点

- 24 の地点 23 の地点から 98 度 50 分 50 秒 5.059 メートルの地点
 25 の地点 24 の地点から 105 度 04 分 29 秒 5.059 メートルの地点
 26 の地点 25 の地点から 108 度 09 分 21 秒 64.618 メートルの地点
- (3) 面積
 1 工区 3,629.81 平方メートル
 2 工区 312.77 平方メートル
 合計 3,942.58 平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置
 葦北郡芦北町大字海浦字泊 35 の 1、43 の 1、44、45、47、48、52 の 2、52 の 1、52 の 3、53 の 3、53 の 1、65、66 の 2、67、83 の 1、83 の 16、字村下 250 の 2、250 の 1 及びこれらの区域に介在する水路に隣接介在する道路地内並びに字泊 50 の 3、50 の 4 地内並びにこれらの区域に隣接介在する無番地（堤）地内及びこれらの地先公有水面
- (2) 区域
 次の A の地点から O の地点までを順次直線で結んだ線及び O 地点と A の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 A の地点 基準点 野添四等三角点（北緯 32 度 20 分 21 秒、東経 130 度 29 分 11 秒）から 213 度 59 分 37 秒 720.195 メートルの地点
 B の地点 A の地点から 144 度 55 分 08 秒 82.123 メートルの地点
 C の地点 B の地点から 57 度 29 分 52 秒 151.359 メートルの地点
 D の地点 C の地点から 108 度 09 分 24 秒 69.464 メートルの地点
 E の地点 D の地点から 5 度 46 分 51 秒 7.682 メートルの地点
 F の地点 E の地点から 12 度 20 分 56 秒 21.780 メートルの地点
 G の地点 F の地点から 283 度 07 分 53 秒 21.848 メートルの地点
 H の地点 G の地点から 287 度 59 分 28 秒 58.863 メートルの地点
 I の地点 H の地点から 262 度 56 分 55 秒 21.343 メートルの地点
 J の地点 I の地点から 244 度 22 分 43 秒 16.393 メートルの地点
 K の地点 J の地点から 229 度 09 分 20 秒 7.808 メートルの地点
 L の地点 K の地点から 250 度 22 分 26 秒 18.078 メートルの地点
 M の地点 L の地点から 269 度 20 分 51 秒 61.902 メートルの地点
 N の地点 M の地点から 259 度 22 分 55 秒 12.087 メートルの地点
 O の地点 N の地点から 245 度 58 分 49 秒 18.433 メートルの地点
- (3) 面積
 11,446.17 平方メートル
- 5 埋立地の用途
 漁港施設用地

公 告

熊本県公告第 34 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称
天草空港気象観測業務(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり(3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、天草空港気象観測業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札

- 参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 気象に関する基礎的知識を有すること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 6 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 競争入札参加資格確認申請書を熊本県土木部港湾課管理係に提出し審査を受け、承認を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 1 月 21 日（月）から平成 20 年 1 月 28 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 1 月 21 日（月）から平成 20 年 1 月 30 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県土木部港湾課管理係（県庁行政棟本館 12 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6151
ダイヤルイン 096-333-2515
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 1 月 21 日（月）から平成 20 年 2 月 7 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 8 日（金）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館地下 1 階監理課入札室
 - (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 2 月 7 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 35 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド山鹿店
山鹿市山鹿字黒田 713 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 2,350 平方メートル
廃止後 0 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
平成 19 年 12 月 29 日

- 4 廃止する理由
出店計画がなくなったため
- 5 届出年月日
平成 19 年 12 月 28 日

熊本県公告第 36 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
- 第 1 号物件 所在 熊本市龍田陳内二丁目 30 番 6 外 12 筆
地目 畑 地積 3,081.95 平方メートル (実測)
最低売却価格 69,000,000 円
- 第 2 号物件 所在 熊本市龍田陳内二丁目 30 番 19 外 6 筆
地目 畑 地積 2,022.94 平方メートル (実測)
最低売却価格 45,300,000 円
- 第 3 号物件 所在 熊本市龍田陳内二丁目 30 番 26 外 5 筆
地目 畑 地積 1,347.30 平方メートル (実測)
最低売却価格 31,500,000 円
- 2 入札期日
- 第 1 号物件 平成 20 年 3 月 7 日 (金) 午前 10 時
- 第 2 号物件 平成 20 年 3 月 7 日 (金) 午前 11 時
- 第 3 号物件 平成 20 年 3 月 7 日 (金) 午後 1 時 30 分
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
- 提出方法 持参又は郵送による。
- 提出期限 平成 20 年 3 月 5 日 (水) 午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
- 提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人の場合 印鑑証明書
- (2) 法人の場合 印鑑証明書
- (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成 20 年 3 月 21 日 (金) 午後 5 時
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 別途指定する。
- (4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

熊本県公告第 37 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県ホームページ広告掲載取扱業務
 - (2) 委託業務の内容
熊本県ホームページへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等
 - (3) 委託業務の詳細
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (4) 委託期間
平成20年4月1日から平成21年1月31日まで
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の広報・広告業務（企画・制作）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成20年1月1日現在において、同種の営業を2年以上営んでおり、実績があること。
 - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
4の(1)に記載のとおり
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成20年1月21日（月）から平成20年1月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2027

- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 1 月 21 日 (月) から平成 20 年 1 月 30 日 (水) までの日 (県の休日を
除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 1 月 23 日 (水) 午前 11 時から
イ 場所
熊本県庁行政棟新館多目的 AV 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 8 日 (金) 午前 11 時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 701 会議室
- (5) 入札書の提出方法
6 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、
5 に記載の場所に平成 20 年 2 月 7 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限
る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額 (消費税及び地方消費税
の額を含む。) の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付し
なければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証
金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に
県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険
証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に
付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、か
つ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落
札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
に限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入
札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入
札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行
者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをし
た者を落札者とする。
- (5) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (消費税及
び地方消費税の額を含む。) の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。た

- だし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 38 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 20 年度熊本県文書通送業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

- ア 入札金額は、平成 20 年度熊本県文書通送業務に要する費用とし、各ルート 1 回当たりの単価の合計とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件すべてを満たす者であること。

- (1) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 7 項第 1 号に規定する特定信書便役務を内容とする特定信書便事業許可を受けていること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第 36 条第 1 項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。
- (3) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目運送業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581（直通）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 20 年 1 月 21 日（月曜）から平成 20 年 1 月 29 日（火曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 1 月 21 日（月曜）から平成 20 年 2 月 14 日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書課文書係（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2061（直通）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 1 月 21 日（月曜）から平成 20 年 2 月 14 日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 20 日（水曜）午後 2 時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 10 階 1001 会議室
- (4) 入札書の提出方法
6（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった各ルート 1 回あたりの額に年間通送実施予定日数（「平成 20 年度熊本県文書通送業務委託仕様書」の「別添 2」参照）を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を 6（3）に記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（各ルート 1 回あたりの額）に年間通送実施予定日数（「平成 20 年度熊本県文書通送業務委託仕様書」の「別添 2」参照）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 39 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を山都町役場に掲示する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
西畑 次男、渡邊 二十三、本田 信義、星子 岸枝、春木 日出美、堀 芳男、春木 純一、堀 芳男、堀 一之、原田 藤男、原田 司、大山 重敬、堀 ひろ子、新宮 彌太郎、川口 賢太郎、藤本 正、原田 悦男、佐藤 貞彦、高木 定藏、佐藤 建一、佐藤 由美、堀 亀次郎、渡辺 良弘、堀 国幸、堀 芳男、堀 萬太郎、西畑 次男、西畑 泉、原田 司、原田 利平次、今村 定雄、原田 虎男、西畑 政彦、原田 福太、西畑 角太郎、堀 一之、堀 藤吉、倉岡 勝、倉岡 富男、佐野 範敏、堀 輝光、高橋 権太、高橋 和子、松本 直、片山 豊久、児玉 重利、本田 和子、本田 直美、本田 哲也、渡邊 トメカ、春木 千代人
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 12 月 14 日付け熊本県告示第 1040 号による。

熊本県公告第 40 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を相良村役場に掲示する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
西村 淳、原口 巳之、赤坂 茂、米田 充次、中川 重昭、山北 袈夫、坂口 健一、蓑毛 正己、加登住 道、山田 壽夫、森田 達朗
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 12 月 19 日付け熊本県告示第 1060 号による。

熊本県公告第 41 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当

該通知の内容を八代市役所に掲示する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不明な者の氏名
緒方 忠光、柳川 照視、石山 哲夫、嶽本 伊勢松、緒方 泰雄、緒方 重義、松崎 末次、藏元 とも子、仲川 紋次郎、宮崎 純尚、清永 久福
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 12 月 14 日付け熊本県告示第 1039 号による。

熊本県公告第 42 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により球磨川地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 球磨川地域森林計画書
- 2 縦覧の開始時期 平成 20 年 1 月 21 日から
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 43 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 平成 19 年度白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 縦覧の開始時期 平成 20 年 1 月 21 日から
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 44 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 平成 19 年度緑川地域森林計画変更計画書
- 2 縦覧の開始時期 平成 20 年 1 月 21 日から
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 45 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定により天草地域森林計画を変更したので、当該地域森林計画変更計画を次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類 平成 19 年度天草地域森林計画変更計画書
- 2 縦覧の開始時期 平成 20 年 1 月 21 日から
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県公告第 46 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 8 月 22 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により嘉島町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール熊本クレア
上益城郡嘉島町大字上島字長池 2232 ほか

- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成 20 年 1 月 21 日から平成 20 年 2 月 21 日まで

熊本県公告第 47 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 8 月 23 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス玉名大倉店
玉名市寺田字大堂 7 番ほか
- 2 市町村意見の概要
近隣住民に対し十分な説明を行い、安全対策など十分に配慮し、周辺地域住民の生活環境の保持に努め、不測の事態が発生した場合はその都度誠意をもって対処すること。また、地域の社会活動などまちづくりのための多面的、総合的、継続的な貢献をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 20 年 1 月 21 日から平成 20 年 2 月 21 日まで

熊本県公告第 48 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) ハンズマン画図店（熊本市画図町大字重富字外無田 1014-1 ほか）
 - (2) DIY ホームセンターハンズマン菊陽店本棟（菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2764 番 2 ほか）
 - (3) DIY ホームセンターハンズマン菊陽店別棟（菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2767 番 1 ほか）
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役社長 大藪明照
変更後 代表取締役社長 大藪誠司
- 3 変更の年月日
平成 18 年 10 月 6 日
- 4 変更する理由
代表取締役社長が交代したため
- 5 届出年月日
平成 19 年 12 月 28 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 熊本県商工観光労働部商工政策課（ハンズマン画図店）
 - (2) 熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課（DIY ホームセンターハンズマン菊陽店本棟 DIY ホームセンターハンズマン菊陽店別棟）平成 20 年 1 月 21 日から平成 20 年 5 月 21 日まで

登載依頼

熊本県献血推進協議会公告第 1 号

平成 19 年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 20 年 1 月 21 日

熊本県献血推進協議会

会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 20 年 2 月 5 日（火）

- 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 13 階 会議室
- 3 議事
- (1) 協議事項
平成 20 年度熊本県献血推進計画について
① 本県における平成 19 年度の献血推進状況について
② 「平成 20 年度熊本県献血推進計画（案）」の策定について
- (2) 報告事項
① 各種血液安全性確保対策の実施について
② 九州各県の血液センターの業務の集約化について
③ 県内の血液製剤の供給状況について
④ 熊本県赤十字血液センターにおける各種啓発事業等の実施状況について
- (3) 質疑
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県献血推進協議会事務局（熊本県健康福祉部薬務衛生課薬事班）
（電話 096-383-1111 内線 7164）